

回答書

令和5年6月14日
福島県児童家庭課長

令和5年度ヤングケアラーに対するSNSによる相談受付業務委託公募型プロポーザルに係る質問について下記のとおり回答します。

質問事項		回答	
Q1	参加申込書には添付書類はありますか？あれば必要な書類を教えてください。	A1	参加申込書に添付が必要な書類はありません。参加を希望する場合は、参加申込書のみ提出して下さい。
Q2	本委託の実施期間は令和6年3月31日（日）までですが、委託契約上限額（6,455,000円）は年度ごとの金額でしょうか？それとも実施期間すべてにおける総額でしょうか？	A2	今回実施要領に示した委託契約上限額は、令和5年度の委託期間（契約締結日～令和6年3月31日）における委託契約の上限額です。
Q3	本件を担当する相談業務責任者及び相談員は運営法人の他業務と兼務は可能でしょうか？	A3	委託事業の遂行に支障が出なければ、他業務との兼務でも差支えありません。なお、そのように企画提案をされる場合は、人件費等は他業務と案分して算出するなど適切に積算してください。
Q4	本件に達成目標はありますか？あればご教示ください。	A4	達成目標はありませんが、相談について誠意をもって適切に対応してください。
Q5	仕様書7相談時間（1）「平日16時00分～21時00分に相談対応を行うこと。」と記載がありますが、時間内の相談に対して、何時間もしくは何分以内の返答を想定されていますか。	A5	返答までの時間については想定しておりませんが、時間内であれば受付からあまり時間を置かないことが望ましいです。応答までの時間や、相談対応中で新規の相談に対応できない場合等の対応について考えがあれば提案してください。
Q6	仕様書9相談体制（3）「ヤングケアラーを対象とした相談業務に関する知識・経験を有していること。」との記載がありますが、どの程度の知識や経験を期待されますか。また、知識と経験の両方を有している必要がありますか。	A6	国の調査研究である「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」（令和4年3月有限責任監査法人トーマツ）の内容を理解しており、子どもの相談実務経験の両方を有していることを想定しております。
Q7	仕様書10相談環境（4）「相談対応に使用するシステムは、LINE株式会社が仕様確認している相談応答システムとすること。」と記載がありますが、LINE株式会社が公式にリリースしているシステムの利用を想定されていますか。そうでない場合、具体的にどのような状態であれば、LINE株式会社が仕様確認していると認められるかご教示ください。	A7	LINE株式会社が公式にリリースしているシステム、またはLINE株式会社がGovtech Partner 制度においてパートナー企業として認証している企業が提供しているシステムを想定しています。
Q8	相談窓口の周知は、チラシ等広報物の配布以外に実施できることがあるか。提案が可能か。また、福島県内の市町村が実施しているヤングケアラー支援の取組（相談窓口やイベント）とも連携が可能か。	A8	現時点では県によるチラシ等広報物の配布以外は想定しておりませんが、提案いただくことは可能です。相談内容によって、市町村の担当者窓口を紹介してもらうことは想定しておりますが、連携については個別に対応を検討したいと思います。
Q9	チラシやポスターの印刷費および郵送費は事業費内で捻出することとなるか。その場合は、印刷部数、郵送箇所を教えてください。	A9	今回委託するのはデザインのみです。チラシやポスターの印刷・発送は県で行うため、委託業務の範囲外であることから積算には含めないでください。
Q10	福島県教育委員会等と連携し、チラシや名刺配布以外にヤングケアラー対策の周知など予定はあるか（出前授業など）	A10	現時点ではチラシやカードの配布のみを想定しており、出前授業等の取り組みは想定していません。
Q11	昨年度の相談対応実績はあるか。あるとすれば実施内容、相談人数について教えてください。	A11	SNSによる相談受付は今年度からの事業であり、昨年度の実績はありません。
Q12	福島県外に拠点を設ける事業者からの応募は可能でしょうか。	A12	応募可能です。
Q13	仕様書10相談環境（1）について、在宅での実施は認められず、セキュリティーが確保された相談室で実施をするという認識で差し支えないでしょうか。	A13	個人情報が増えることのないよう管理されているのであれば、在宅勤務者の対応でも問題ありません。
Q14	1日あたりの想定件数は、ございますでしょうか。	A14	想定件数はありません。
Q15	相談員1名以上の配置と記載にございますが、1回線対応の想定でしょうか。	A15	最低限1回線以上での対応を想定していますが、1回線に限定はしていません。
Q16	仕様書9相談環境（8）について、（7）の場合を除き、受託者は相談対応者から自ら希望し、かつ同意しない限りは相談内容を第三者へ伝達しないこと。と記載にございますが、第三者の定義をご教示ください。	A16	第三者とは、業務の委託者と受託者以外の者と定義します。